

特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワークボランティア謝礼金規程

以下、特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワーク(以下、当法人)ユースセンターゆ~くるにおけるボランティア謝礼金について定める。

【謝金対象者】

当法人が実施するユースセンター事業に関わる、当法人の役員および職員以外の有償ボランティア業務に携わる者を、この規定による謝金対象者とする。

【謝金支払いの対象】

理事長又は事業責任者が、ユースセンター事業の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可したもので、ボランティア謝金とする。

【謝金の金額】

謝金対象者には、謝礼として以下の謝金を支払う。

日額 1,000~3,000円 (1日上限3,000円*源泉徴収税を除く)

上記の金額は交通費及び宿泊費等を含み、別途に旅費は支給しない。尚、当法人が適当と認めた場合は移動費や宿泊費について、その実費分について支払うことが出来る。

2024年3月31日 理事会承認